

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を前面で周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
該当団体数			43	37	36	8	29	37	24	5	2	5	36	
大阪府	大阪市	教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当	06-6575-5654	○	○		○	○	○	○	○		<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000119645.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000119645.html</a>	
大阪府	堺市	学校管理部 学務課	072-228-7485	○	○	○	○	○		○			<a href="http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/iryohi.html">http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/iryohi.html</a>	
大阪府	岸和田市	教育委員会総務課	072-423-9607	○	○		○	○			○		<a href="http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/syuugakusyorei.html">http://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/syuugakusyorei.html</a>	
大阪府	豊中市	教育委員会事務局 教育推進室 学務チーム	06-6858-2554	○	○			○	○				<a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/enjo/H26_shuen.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/enjo/H26_shuen.html</a>	
大阪府	池田市	教育委員会管理部総務・学務課	072-754-6291	○	○		○						<a href="http://www.school.ikedate.osaka.jp/01_post/post.html">http://www.school.ikedate.osaka.jp/01_post/post.html</a>	
大阪府	吹田市	教育総務部 教育総務室 学務課	06-6384-2458	○	○	○	○	○	○				<a href="http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kyoikusoumu/gakumu/_54951.html">http://www.city.suita.osaka.jp/home/soshiki/div-kyoikusoumu/gakumu/_54951.html</a>	
大阪府	泉大津市	教育部 指導課	0725-33-1131(代表)	○	○		○	○			○		<a href="http://www.city.zumiotsumi.lg.jp/">http://www.city.zumiotsumi.lg.jp/</a>	
大阪府	高槻市	教育管理部学務課	072-674-7627	○	○	○		○	○	○			<a href="http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kyoikukanribu">www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kyoikukanribu</a>	
大阪府	貝塚市	学務課	072-433-7108	○	○		○	○	○				<a href="http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakui/menu/shochu_nyuugakutenkoutetuduki/syuugakuenio.html">http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakui/menu/shochu_nyuugakutenkoutetuduki/syuugakuenio.html</a>	
大阪府	守口市	指導部 学校教育課 教職員人事・学事係	06-6995-3155	○	○			○					<a href="http://www.mkc.zaq.ne.jp/mori_kyouiku/index.html">http://www.mkc.zaq.ne.jp/mori_kyouiku/index.html</a>	
大阪府	枚方市	学務課	050-7105-8044	○	○	○	○	○	○				<a href="http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/kyoiku/syugaku-enjo.html">http://www.city.hirakata.osaka.jp/site/kyoiku/syugaku-enjo.html</a>	
大阪府	茨木市	教育総務部学務課	(072)620-1684	○	○	○	○	○	○				<a href="http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/kodomo/gakko/enjo/1315355826676.html">http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/kodomo/gakko/enjo/1315355826676.html</a>	
大阪府	八尾市	学校教育部 学務給食課	072(924)3872	○	○		○	○	○	○			<a href="http://www.city.yao.osaka.jp/000009142.html">www.city.yao.osaka.jp/000009142.html</a>	
大阪府	泉佐野市	教育委員会 教育部 学校教育課	072-463-1212(内線2335)	○	○		○	○					<a href="http://www.city.izumisano.lg.jp/kurashi/kosodate/kyoiku/kosodate/teate/1301017187585.html">http://www.city.izumisano.lg.jp/kurashi/kosodate/kyoiku/kosodate/teate/1301017187585.html</a>	
大阪府	富田林市	教育総務部教育指導室	0721-25-1000 内線364	○	○				○				<a href="http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/sidou/index.htm">http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/sidou/index.htm</a>	
大阪府	寝屋川市	学校教育部 教育総務課	072-824-1181	○	○	○	○	○	○				<a href="http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kyoiku_gakkokyoiku/kyoikusoumu/1379475132158.html">http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kyoiku_gakkokyoiku/kyoikusoumu/1379475132158.html</a>	
大阪府	河内長野市	教育推進部教育総務課	0721-53-1111	○	○		○	○	○				<a href="http://www.city.kawachinagano.lg.jp/kakuka/kyoikusuishin/kyoikusoumu/tetsuduki/1392788355615.html">http://www.city.kawachinagano.lg.jp/kakuka/kyoikusuishin/kyoikusoumu/tetsuduki/1392788355615.html</a>	
大阪府	松原市	学校教育部	072-334-1550 内線2575	○	○		○	○	○	○	○		<a href="http://www.city.matsubara.osaka.jp/sp/index.cfm/8.1624.47.476.html">http://www.city.matsubara.osaka.jp/sp/index.cfm/8.1624.47.476.html</a>	
大阪府	大東市	教育委員会学校教育部学校管理課	072-870-9642	○	○		○	○	○				<a href="http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranosirase/gakoukyoiku/gakoukanri/1254189155479.html">http://www.city.daito.lg.jp/kakukakaranosirase/gakoukyoiku/gakoukanri/1254189155479.html</a>	
大阪府	和泉市	教育委員会事務局 学校教育部 指導室	0725-99-8159		○			○						

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL		
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他					
大阪府	箕面市	子ども未来創造局学校生活支援課	072-724-6760	○	○	○	○	○									<a href="http://www.city.minoh.lg.jp/edukanri/syugakuenjo1.html">http://www.city.minoh.lg.jp/edukanri/syugakuenjo1.html</a>
大阪府	柏原市	学校教育部 学務課	072-972-1697	○	○		○	○	○						○		<a href="http://www.city.kashiwara.osaka.jp/">http://www.city.kashiwara.osaka.jp/</a>
大阪府	羽曳野市	学校教育室 学校教育課	072-947-3907		○		○	○									
大阪府	門真市	学校教育部 学校教育課 学務・保健グループ	06-6902-7107	○	○		○	○	○								<a href="http://www.city.kadoma.osaka.jp/kyoiku/yoshochu/shugakuenjo.html">http://www.city.kadoma.osaka.jp/kyoiku/yoshochu/shugakuenjo.html</a>
大阪府	摂津市	教育総務部 子育て支援課	06-6383-1980	○	○		○	○	○								<a href="http://www.city.settsu.osaka.jp/0000001229.html">http://www.city.settsu.osaka.jp/0000001229.html</a>
大阪府	高石市	教育委員会	072-265-1001	○	○		○	○									<a href="http://www.city.takaishi.lg.jp">http://www.city.takaishi.lg.jp</a>
大阪府	藤井寺市	教育委員会事務局教育部教育総務課	072-939-1401	○	○			○	○								<a href="http://www.city.fujidera.osaka.jp">http://www.city.fujidera.osaka.jp</a>
大阪府	東大阪市	東大阪市教育委員会事務局 学校管理部 学事課	06(4309)3272	○	○			○	○								<a href="http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003598.html">http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003598.html</a>
大阪府	泉南市	教育委員会学務課	072-483-3673(直通)	○	○									○			<a href="http://www.city.sennan.osaka.jp/gakumu/syugaku_enjo.htm">http://www.city.sennan.osaka.jp/gakumu/syugaku_enjo.htm</a>
大阪府	四條畷市	教育部 学校教育課	072-877-2121 内線:831	○	○		○	○				○					<a href="http://www.city.shijonawate.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoiku/gakkokyoiku/gyomuannai/tengakutetuzuki.syugakuenjo.tugakukuiki/1425458254931.html">http://www.city.shijonawate.lg.jp/soshikikarasagasu/kyoiku/gakkokyoiku/gyomuannai/tengakutetuzuki.syugakuenjo.tugakukuiki/1425458254931.html</a>
大阪府	交野市	学校教育部学校管理課	072-810-8011	○	○	○	○	○	○								<a href="http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011060100072/">http://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011060100072/</a>
大阪府	大阪狭山市	教育部学校教育グループ	072-366-0011	○	○		○	○									<a href="http://www.osakasayama.ed.jp/gakko/syuen.htm">http://www.osakasayama.ed.jp/gakko/syuen.htm</a>
大阪府	阪南市	生涯学習部教育総務課	072-471-5678	○	○				○								<a href="http://www.city.hannan.lg.jp/kosodate/shugaku.shuen/1286957570281.html">http://www.city.hannan.lg.jp/kosodate/shugaku.shuen/1286957570281.html</a>
大阪府	島本町	教育委員会事務局 教育こども部 教育総務課	075-962-0390	○	○												<a href="http://www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/kyoikukodomobu/kyouikusoumuka/shouchugakkou/shugakuenjo/1238419973388.html">www.shimamotocho.jp/gyousei/kakuka/kyoikukodomobu/kyouikusoumuka/shouchugakkou/shugakuenjo/1238419973388.html</a>
大阪府	豊能町	教育総務課	072-739-3426				○	○	○								
大阪府	能勢町	学校教育課	072-734-2693				○	○	○								
大阪府	忠岡町	教育総務課	0725-22-1122(内線288)	○	○		○	○									<a href="http://www.town.tadaoka.osaka.jp">http://www.town.tadaoka.osaka.jp</a>
大阪府	熊取町	教育委員会学校教育課	072-452-6360	○				○									<a href="http://www.town.kumatori.lg.jp/">http://www.town.kumatori.lg.jp/</a>
大阪府	田尻町	教育委員会事務局学事課	072-466-5022					○									
大阪府	岬町	教育委員会事務局 学校教育課	072-492-2719	○			○	○									
大阪府	太子町	教育総務グループ	0721-98-5533	○	○		○	○									<a href="http://www.town.taishi.osaka.jp/">http://www.town.taishi.osaka.jp/</a>
大阪府	河南町	教育部 教育課	0721-93-2500	○										○			<a href="http://www.town.kanan.osaka.jp/kurashinogaido/jinseinodekigoto/nyuen.nyugaku/sho.chugakko/1393985596403.html">http://www.town.kanan.osaka.jp/kurashinogaido/jinseinodekigoto/nyuen.nyugaku/sho.chugakko/1393985596403.html</a>

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法								ウェブサイトURL	
				ア. 教育委員会のホームページに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導		ケ. その他
大阪府	千早赤阪村	教育委員会事務局教育課	0721-72-1300					○	○				

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額と自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額
	該当団体数	26	15	15	16	15	16	8	4	12	13	6	6	8	6	16	14	0	0	20						
大阪府	大阪市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	(借家等)331	火災、風水害、震災その他の災害に罹した者 特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、審査を行う。 〔本年度失業等により所得額の激減、医療費の支払いが高額など〕	35%未滿
大阪府	堺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	前年度	292		25%未滿
大阪府	岸和田市	○														○					1.1	課税所得	その他	317	保護者の失業、死亡、離婚、長期入院等の特別な事情があれば、所得超過であっても再判定して認定とする場合もある。	35%未滿
大阪府	豊中市	○														○					1.2	課税所得	その他	300		25%未滿
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						15%未滿
大阪府	吹田市															○					1.2	その他	前々年度	341		25%未滿
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	その他	前々年度	355	認定基準額に該当しない児童で、経済的理由で、公立小・中学校への入学3ヵ月の就学が困難な児童が申請した場合は、認定から申請書提出後1ヵ月以内で認定を行う。	20%未滿
大阪府	高槻市																○				1.2	その他	その他	276	標準は、前年の所得金額により算出しているが、勤務先からの給与や制度など、専業主婦・専業主夫が減少した場合は、標準の算出に所得金額に1.1倍率を乗せて算出している。	25%未滿
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.18	課税所得	前年度	280		25%未滿
大阪府	守口市	○																							本市独自基準(4人世帯 収入基準額4,336,081円、所得基準額2,928,000円)による基準額以下の者。	35%未滿
大阪府	枚方市																								前年の認定基準額に、大阪市消費者物価指数の対前年比を乗じたもの。	25%未滿
大阪府	茨木市																○				1.15	その他	前々年度	305		20%未滿
大阪府	八尾市	○		○	○	○											○				1.1	その他	前年度	322	火災等の震災被害	35%未滿
大阪府	泉佐野市																○				1	課税所得	前年度	247		20%未滿
大阪府	富田林市																				1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	313		30%未滿
大阪府	寝屋川市																				1.15	その他	その他	301		30%未滿
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					統一基準額等は設けておらず、世帯の所得の状況、保護者の申請種別及び学校長の所見等を鑑み、総合的に判断。	15%未滿
大阪府	松原市																				1.1	課税所得	当該年度	258		30%未滿
大阪府	大東市	○																			1.2	その他	当該年度	272		30%未滿
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	給与収入(税引き前)	前年度	295	障害年金、または、遺族年金等の受給者	25%未滿

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ			倍率	基準額	目安額	
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村住民税の非課税	市町村住民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村住民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村住民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他						
大阪府	箕面市																				1.2	課税所得	前年度	借家392	15%未満	
大阪府	柏原市																				1.1	その他	前々年度	322	30%未満	
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○	○															1.05	課税所得	前年度	268	25%未満	
大阪府	門真市	○																							平成25年中の世帯(住民登録上)全員の所得の合計額が認定基準以下の世帯(概算)世帯数 2,735,800円	40%未満
大阪府	摂津市																				1	課税所得	前年度	311	35%未満	
大阪府	高石市																				1.15	その他	前々年度	296	25%未満	
大阪府	藤井寺市	○																							世帯全員の市民税の総所得分の課税所得金額の合計額が認定基準額(61万円+16歳未満の扶養親族数×33万円)以下の世帯	25%未満
大阪府	東大阪市	○																							サンプル分票を認定し、生活保護の基準額と準要保護基準額に照らす。生活保護基準の適用が可能な世帯の世帯数(世帯数)を算出する。その世帯数の割合が認定率となる。	35%未満
大阪府	泉南市	○																			1.1	その他	当該年度	259	25%未満	
大阪府	四條畷市																								前年度が、世帯の認定に「(準要保護)」「(準要保護)」を付した認定世帯数(世帯数)を算出する。その世帯数の割合が認定率となる。認定率(%)は、認定世帯数(世帯数)÷世帯総数(世帯数)×100で算出する。	25%未満
大阪府	交野市	○	○	○	○	○															1	課税所得	前年度	借家301	20%未満	
大阪府	大阪狭山市	○	○																		1.3	課税所得	当該年度	329	事故、災害、失業など世帯の経済状況が急変した場合。	20%未満
大阪府	阪南市																				1.1	課税所得	前年度	242	15%未満	
大阪府	島本町																								「特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を用いて算出した額の1.5倍	20%未満
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	320	10%未満	
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○																		・保護者の死亡 ・保護者の後遺失業等 ・保護者の疾病 ・災害等震災	10%未満
大阪府	忠岡町	○																			1.2	その他	その他	284	25%未満	
大阪府	熊取町																				1.1	課税所得	前年度	300	20%未満	
大阪府	田尻町	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	前年度	298	20%未満	
大阪府	岬町																				1	課税所得	前年度	270	20%未満	
大阪府	太子町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額早見表(認定率)を算出する。認定率(%)は、認定世帯数(世帯数)÷世帯総数(世帯数)×100で算出する。認定率(%)は、認定世帯数(世帯数)÷世帯総数(世帯数)×100で算出する。	20%未満
大阪府	河内町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					準要保護の認定に、「特別支援教育就学援助費の需要額測定に用いる保護基準額早見表」を利用し、その基準額に一定の係数(1.29倍)を掛けたもの	15%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率		
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額	目安額
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態が悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他					
大阪府	千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				特別支援教育部学級助費負担金等に係る事務処理資料(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課作成)を用いて測定した需要額の1.25倍	15%未満	

①都道府県	②市町村名	3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																					
		問A-1 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)			問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
	該当団体数	3	0	3	0	10	2	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
大阪府	大阪市		○																				
大阪府	堺市					○																	
大阪府	岸和田市																						
大阪府	豊中市																						
大阪府	池田市																						
大阪府	吹田市					○																	
大阪府	泉大津市					○																	
大阪府	高槻市																						
大阪府	貝塚市																						
大阪府	守口市																						
大阪府	枚方市																						
大阪府	茨木市																						
大阪府	八尾市																						
大阪府	泉佐野市		○																				
大阪府	富田林市																						
大阪府	寝屋川市	○					○						○								○		
大阪府	河内長野市																						
大阪府	松原市																						
大阪府	大東市																						
大阪府	和泉市					○																	

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																					
		問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困難している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)											
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会で状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SWJ」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
大阪府	箕面市					○																	
大阪府	柏原市					○																	
大阪府	羽曳野市																						
大阪府	門真市																						
大阪府	摂津市																						
大阪府	高石市		○																				
大阪府	藤井寺市																						
大阪府	東大阪市																						
大阪府	泉南市																						
大阪府	四條畷市																						
大阪府	交野市																						
大阪府	大阪狭山市	○					○					○											
大阪府	阪南市					○																	
大阪府	島本町																						
大阪府	豊能町					○																	
大阪府	能勢町																						
大阪府	忠岡町	○					○				○												
大阪府	熊取町					○																	
大阪府	田尻町					○																	
大阪府	岬町																						
大阪府	太子町																						
大阪府	河南町																						



		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																				
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																				
		問A-1 係数を見直したか					問A-2		問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
①都道府県	②市町村名	維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ 25年度に对象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他
大阪府	千早赤阪村																					

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等		
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
該当団体数		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ 学校や教育委員会での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	その	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他	
		6	4	1	0	3	4	2	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	
大阪府	大阪市																							
大阪府	堺市																						【認定基準額について、従来前年度3月1日時点の生活保護基準額で算出していたが、平成26年度は前年度4月1日の生活保護基準額を用いて算出する。要綱改定を行い対応した。】 【認定基準額、平成26年度3月1日時点の基準額、平成26年度4月1日時点の基準額】	
大阪府	岸和田市	○					○						○										【平成26年度の認定基準】平成26年度は平成25年8月以前の基準額を(認定を行わず)、「平成26年度認定基準(認定基準額)」を適用する。認定基準額(認定基準額)の算出に認定基準額を適用すること、生活保護基準の算出による影響が出ないよう対応を行っている。 【認定基準額について、従来前年度3月1日時点の生活保護基準額で算出していたが、平成26年度は前年度4月1日の生活保護基準額を用いて算出する。要綱改定を行い対応した。】 【認定基準額、平成26年度3月1日時点の基準額、平成26年度4月1日時点の基準額】	
大阪府	豊中市	○					○		○															
大阪府	池田市																							
大阪府	吹田市																						基準額の時期を変更(平成26年度・平成25年度とも平成25年8月以前の基準額を用いている)	
大阪府	泉大津市																						【基準額の時期を変更】平成25・26年度とも平成25年8月以前の基準額を踏まえて認定する。	
大阪府	高槻市	○					○												○				通知は、前年の所得割合により算出しているが、勤務先からの給与や制度など、昨年とは異なる状況が生じた場合は、前年の算出(所得割合)により算出するものとする。	
大阪府	貝塚市		○																					
大阪府	守口市																							
大阪府	枚方市																							
大阪府	茨木市			○																				
大阪府	八尾市					○																	【基準額の時期を変更】平成25・26年度とも平成25年8月以前の基準額を踏まえて認定する。	
大阪府	泉佐野市																							
大阪府	富田林市	○					○						○										市就学援助の基準について、生活保護基準における教育扶助を見直し引下げによる影響がでるだけではないように配慮した。	
大阪府	堺屋川市																							
大阪府	河内長野市																							
大阪府	松原市					○																	児童より児童を多く見守り、特別(特別)児童や入籍した児童等に関する事柄について、市役所職員等により対応している。【認定基準額について、従来前年度3月1日時点の生活保護基準額で算出していたが、平成26年度は前年度4月1日の生活保護基準額を用いて算出する。要綱改定を行い対応した。】 【認定基準額、平成26年度3月1日時点の基準額、平成26年度4月1日時点の基準額】	
大阪府	大東市	○				○		○															中学校卒業までの子どもの医療費(入館・通院)を助成	
大阪府	和泉市																						基準額の時期を変更(平成26年度・平成25年度とも平成25年8月以前の基準額を用いている)	

①都道府県	②市町村名	問目 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等								
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2				問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対する就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを確認	イ. 学校や教育委員会で家計等の状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー「以下FSW」の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他		
大阪府	箕面市																							基準額の時期を変更(平成26年度・平成25年度とも平成25年8月以前の基準額を用いている)
大阪府	柏原市																							〇子育て支援課で、小・中学生の入院医療費助成を行っています。また、未就学児までの通院医療費は、平成26年10月から小学校6
大阪府	羽曳野市						○																	①基準額の時期…平成25、26年度とも平成25年4月1日時点。又認定基準…平成26年度(7)から平成26年度(7)に変更した。
大阪府	門真市																							
大阪府	摂津市		○																					
大阪府	高石市																							
大阪府	藤井寺市																							
大阪府	東大阪市																							
大阪府	泉南市	○						○										○						【質問(カ-4)の補足】平成24年4月より生活保護受給者の児童を対象に、高校進学や進学が定率向上を目指し、「寄り添い型」マンパワー方式で選定奨学金を貸付している事業を実施。令和年度は認定基準も併せて、19年度も併せて認定基準へ変更予定。
大阪府	四條畷市																							
大阪府	交野市		○																					
大阪府	大阪狭山市																							【注】①-3オ. その他の中身 ①生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ②生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ③生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ④生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑤生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑥生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑦生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑧生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑨生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑩生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑪生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑫生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑬生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑭生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑮生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑯生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑰生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑱生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑲生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ⑳生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉑生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉒生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉓生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉔生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉕生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉖生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉗生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉘生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉙生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉚生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉛生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉜生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉝生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉞生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㉟生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊱生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊲生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊳生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊴生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊵生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊶生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊷生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊸生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊹生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊺生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊻生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊼生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊽生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊾生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種 ㊿生活保護受給者に対する生活保護受給者+児童扶養手当+児童手当の3種
大阪府	阪南市																							【基準額の時期を変更】平成25・26年度とも平成25年8月以前の基準額を踏まえて認定する。
大阪府	島本町																							基準額の時期を変更(平成26年度・平成25年度とも平成25年8月以前の基準額を用いている)
大阪府	豊能町																							
大阪府	能勢町																							
大阪府	忠岡町																							
大阪府	熊取町																							基準額の時期を変更(平成26年度・平成25年度とも平成25年8月以前の基準額を用いている)
大阪府	田尻町																							基準額の時期を変更(平成26年度・平成25年度とも平成25年8月以前の基準額を用いている)
大阪府	岬町		○																					
大阪府	太子町																							平成26年度に認定基準を「ナ」に変更しました。(平成25年度は「J」)
大阪府	河南町																							

①都道府県	②市町村名	問目 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																	問C 補足事項等				
		問目-1 認定基準額を下げたか					問目-2		問目-3 問目-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問目-4 問目-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げていない	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会で状況を確認	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SWSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
大阪府	千早赤阪村																						